



農林業の振興

■ 市民菜園

市民の皆さんの余暇を利用して、農業に対する理解を深めていただくもので、現在、南ヶ丘、有浦の両地区で、85a(約175区画)の田んぼを、農地を所有していない市民の皆さんが、野菜、花などの栽培に活用しています。

1区画の面積は約35㎡で、利用料は2千円となっています。利用期間は1年以内で4月から11月までの利用となっていて、受け付けは毎年3月から行っています。

お問い合わせ 産業部農林課 農業政策係 ☎43-7073

■ 家畜の伝染病予防

家畜の伝染病を予防するために、乳牛の場合は結核、ブルセラ病検査、肉牛の場合はアカバネ病、豚の場合はコレラ等に対する予防注射を必ず受けてください。また、鶏の場合にはニューカッスル病を予防するための接種を受けなければなりません。

お問い合わせ 産業部農林課 生産振興係 ☎43-7074

■ 造林事業への補助

山林の10a以上の面積に、植栽や下刈り、除伐などの保育作業や間伐作業をする際には、その経費の一部を助成する制度があります。間伐等については5ha以上にまとめて申請する必要があります。また、森林経営計画(森林施策計画)を作成している必要があります。

お問い合わせ
産業部農林課 農林整備係 ☎43-7075
大館北秋田森林組合 大館比内支所 ☎43-2285

■ 農業振興地域内農用地区域内の農地を転用する場合は除外手続きが必要です

農業振興地域内農用地区域内の農地とは、市が定める「農業振興地域整備計画」において農業用として利用すべき農地を設定するもので、農業の健全な発展のために必要な施策は、この農業振興地域内農用地区域内の農地を対象に行われます。農用地区域内の農地を転用して、農地以外の用途に使用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域内の農地からその土地を除外したうえで、農地法による転用許可を受ける必要があります。除外する要件を全て満たす場合に限り、市では除外申請を受け付けします。

お問い合わせ 産業部農林課 農業政策係 ☎43-7073

■ アメリカシロヒトリの防除

緑の敵、アメリカシロヒトリは、年に2回(6月初旬から7月中旬、8月中旬から9月下旬)発生します。この防除は、巢の中にいるうちに巢虫(若齢幼虫)の枝葉を切り落とし焼き捨てるか踏みつぶすなど各自でもできます。また、市ではアメリカシロヒトリ防除用高枝切りバサミ、家庭用噴霧器・動力噴霧器を貸し出ししていますので、ご相談ください。

お申し込み・お問い合わせ

産業部農林課 農林整備係 ☎43-7075
比内総合支所 地域振興係 ☎43-7096
田代総合支所 地域振興係 ☎43-7103

■ 伐採や林地を開発するときは、届け出が必要です

個人所有の森林であっても、地域森林計画の対象となる立木を伐採するときは、森林法により伐採する30～90日前までに「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。1ha以下の森林で、開発行為などにより立木を伐採するときも、伐採をする30日前から90日前までに届出書の提出が必要となります。なお、1haを超えるときは、県へ林地開発の許可申請が必要となります。地域森林計画の対象森林は、市役所農林課で確認することができます。手続き方法とあわせてご相談ください。

お問い合わせ 産業部農林課 農林整備係 ☎43-7075

■ 農業委員会

農業委員会とは

「農業委員会に関する法律」に基づいて、市町村に設置が義務付けられている行政委員会です。地域から推薦された認定農業者と公募による候補者から、市議会の同意を得て市長が任命します。旧法により選挙で選ばれた委員の任期は平成29年7月ですので、新委員の任命はそれ以降となります。

農地の売買、貸借について

農地を農地として売買または貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。(農地法第3条)

※この場合、買い入れまたは借り入れ農地を含めて、基準面積を満たしていなければなりません。貸し借りの場合、契約期間が満了しても、解約するまでは貸借契約(有償のみ)が存続します。解約の合意書の提出をもって貸借契約が終了します。

農地法によらずに農地の貸し借りができます。(農地中間管理事業の推進に関する法律)

農業の生産性を高めることを目的に、農地中間管理機構がいったん農地を借り受けたのち、担い手への農地集積・集約化を行います。

機構が借り受ける農用地は農業振興地域内に限られ、借り受け期間は、原則10年以上です。





農林・商工業振興

詳しい手続きについては、農業委員会事務局までお問い合わせください。

賃貸借の合意解約

農地等の賃貸借を合意解約する場合は、解約した翌日から30日以内に、農業委員会へ通知する必要があります。

使用貸借の合意解約

農地等の使用貸借を合意解約する場合も、賃貸借と同様に、速やかに農業委員会へ通知する必要があります。

競(公)売による農地の取得

裁判所等が行う農地の競売等に参加(取得)する場合、農業委員会が交付する「競売地買受適格証明書」をあらかじめ取得し、提出する必要があります。

お問い合わせ 農業委員会事務局 農地振興係 ☎43-7129

■ 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を目的として創設されました。

加入者の変動により、保険料・年金額が影響を受けにくい積み立て方式が、平成14年1月1日から採用されています。少子・高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されない今の時代にあった安全・安心な公的年金です。

加入条件

農業者年金には、農業に従事するかた(次の要件を全て満たすかた)は広く加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。

- (1) 国民年金の第1号被保険者
- (2) 年間60日以上農業に従事するかた
- (3) 20歳以上60歳未満のかた

保険は積み立て方式

保険料積み立て方式を採用しています。将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。この保険料総額とその運用益を基礎とする年金を農業者老齢年金といいます。加入者全員が65歳から無条件に受給できます(国民年金と同様、希望により60歳からの繰り上げ受給も可能です)。

保険料

毎月の保険料は、20,000円を基本に、最高67,000円まで1,000円単位で自由に決められますので、経済的な状況や老後の設計などに応じて、いつでも見直すことができます。余裕が出てきたときに積み増しすることも可能です。

年金の受給

農業者年金は80歳までの保証がついた終身年金です。仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳まで受け取れるはずの年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

税金でのメリット

保険料は、全額(最高804,000円)社会保険料控除(所得税)

の対象になります。また、受け取る年金についても、公的年金等控除の対象になります。

保険料の助成

認定農業者や青色申告者等の一定の要件を満たす、意欲ある担い手は、政策支援の対象となり、一定の期間につき国の保険料助成を受けることができます。この助成を受けた保険料と運用益を基礎とする年金を特例付加年金といいます。特例付加年金は、農地・採草放牧地および農業用施設の権利移転等を行い、農業経営者でなくなった場合に受給することができます。

現況届

現況届は、農業者年金を受給しているかたが生存しているかどうか、また、経営移譲年金にあっては農業の再開や農地等の返還がなされていないかどうかを確認するための届け出です(用紙は毎年5月下旬に農業者年金基金から各人へ送付されます)。農業者年金を受給されているかたは、本人(本人の署名が困難な場合は代理人)が署名のうえ、毎年6月30日までに現況届を農業委員会に提出してください。提出がないと年金の支払いが差し止めとなりますので、ご注意ください。

加入手続き

加入の申し込み、裁定請求の手続き、住所・氏名の変更、被保険者および受給権者の死亡などの際には各種手続きが必要です。詳細については、農業委員会事務局またはJAあきた北(金融部:根下戸新町7-22 ☎42-8111)にお問い合わせください。

お問い合わせ 農業委員会事務局 農地振興係 ☎43-7129

商業の振興

大館市中小企業融資あっせん制度(マル大)

大館市の中小企業者の振興発展を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、経営に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担します。

大館市中小企業機械類設備資金融資あっせん制度(大館機械)

大館市の中小企業の事業効率の向上を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、機械類の設備更新に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担するほか、支払った利子の一部を市が補給します。

大館市小規模企業融資あっせん制度(マル大小口)

大館市の小規模企業者の振興発展を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、経営に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担します。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071



■ 資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を取得する際の経費の一部を市が補助します。詳しくはお問い合わせください。

申請者…経費を負担した、市内中小企業者または次の対象者
 対象者…市民で資格取得年度当初における満年齢が65歳未満の在職者(中小企業の事業所に勤務しているかた)、求職者、高校生

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

■ 創業者や起業者を支援します

市では、国の認定を受け、商工団体や金融機関と連携して創業・起業を目指すかたを支援しています。資金調達に有利な制度もありますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

■ 出稼ぎ相談

出稼ぎ相談所(市役所商工課)では、出稼ぎ労働者と留守家族のかたの相談に応じています。また、出稼ぎ者傷害総合保険制度(出稼ぎ互助会)に加入しているかたが、事故等によって見舞金を受給する際の申請も受け付けています。

出稼ぎに行く前に

出稼ぎに行く前に出稼ぎ労働者手帳を発行してもらいましょう。手帳は身分証明のほか、就労の記録や労働条件の確認、雇用保険の手続き、賃金未払いの内容確認のときなどに利用できます。手帳の発行は市役所市民課生活相談係または比内・田代総合支所地域振興係で行っています。

※手続きの際に「本人確認できるもの」が必要になりますので、「運転免許証」等をお持ちください。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

■ 大館市勤労者共済会

市内の中小企業、小規模事業所に働く従業員の福祉向上のため、低廉な掛け金で、交通災害、祝金等の給付が受けられる共済事業や、その他レクリエーション事業、施設および芸術鑑賞費用の助成等も実施しています。

加入できるかた

1. 市内の事業所に勤務する従業員および事業主
2. 市外の事業所に勤務する市内居住者
3. 試用期間およびパートで事業主が認められたかた

加入手続き

入会申込書に記名捺印し、入会金1,000円と当月分掛け金600円を添え、市役所商工課へお申し込みください。

給付金表

| 種類 | 内容 | 金額(円) | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------|------------------------|--------|
| 死亡弔慰金 | 本人 | 1.交通事故 | ※1,000,000 | |
| | | 2.不慮の災害 | ※600,000 | |
| | | 3.1、2以外 | 100,000 | |
| | 配偶者 | | 50,000 | |
| | 子 | 生計を一にするもの | 10,000 | |
| | 親 | 実、義 | 5,000 | |
| ほか | 住宅災害による二親等までの同居者 | 5,000 | | |
| 障害・(病)見舞金 | 交通事故 | 後遺障害5級から1級までに該当した場合 | ※500,000 ~1,000,000 | |
| | | 入院 1日につき(限度額20万円) | ※2,000 | |
| | | 通院 1日につき | ※800 | |
| | 不慮の事故 | 後遺障害5級から1級まで | ※300,000 ~600,000 | |
| | 同上およびその他 | 3カ月以上の休業を要した場合 | 50,000 | |
| | | 1カ月以上の休業を要した場合 | 20,000 | |
| 奨学奨護金 | 2週間以上の休業を要した場合 | 10,000 | | |
| 祝金 | 結婚 | | 20,000 | |
| | 出生 | (早産含む) | 10,000 | |
| | 子の小学校入学 | (生計を一にする実・養子) | 10,000 | |
| | 子の中学校卒業 | (生計を一にする実・養子) | 10,000 | |
| | 年祝 | (女性33歳、男性42歳・62歳) | 10,000 | |
| | 結婚記念 | (金婚、銀婚) | 10,000 | |
| | 退職慰別 | 定年退職 | (ただし会員期間5年以上) | 20,000 |
| | | | (ただし会員期間10年以上) | 50,000 |
| | | 自己の都合 | (ただし会員期間3年以上) | 10,000 |
| | | | (ただし会員期間10年以上) | 20,000 |
| ※事業主および会社または団体役員に対しても従業員に準じた給付をします。ただし、満年齢70歳の資格喪失は定年退職とし、そのほか(廃業等)は自己の都合による退職とします。 | | | | |
| 退会 | 会員期間が満3年を経過した場合、その後1年増すごとに1,000円が加算されます。 | | 3,000 | |
| 廃疾 | 医師の証明が必要です | | 50,000 | |
| 住宅災害 | 火災等による損害 | 全焼・全壊(70%以上) | 200,000 | |
| | | 半焼・半壊 | 100,000~180,000 | |
| | | 一部焼・一部壊 | 10,000~60,000 | |
| | 風水害等による損害 | 全壊・流失(70%以上) | 60,000 | |
| | | 半壊(20%~70%未満) | 30,000 | |
| | | 一部壊 | 2,000~6,000 | |
| | 地震等による損害 | 床上浸水(浸水の面積・深さによる) | 2,000~30,000 | |
| | | 全壊・流失(70%以上) | 20,000 | |
| 半壊(20%~70%未満) | | 10,000 | | |
| 一部壊(損害額20万円以上) | 2,000 | | | |
| 住宅災害による同居親族の死亡 | | 20,000 | | |
| 給付無該当給付金 | 満5年間給付が全くなかった場合 | | 5,000 | |

※は、当共済会からではなく県市町村交通災害等共済組合から給付となります。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

地図の豆知識 地図記号のなりたち

畑 (はたけ)

野菜の葉っぱが、地面から顔を出しているようすをデザインしました。

